

標準開示フォーマット(特定非営利活動法人用)

報告年月日

報告者氏名

当該法人における役職

1. 組織情報

■法人名称

■所轄庁

■主たる事業所の所在地

■従たる事務所の所在地

■代表者氏名

■法人設立登記年月日

■定款に記載された目的

- 活動分野
- | | | |
|--|---|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 保健・医療・福祉 | <input type="checkbox"/> 社会教育 | <input type="checkbox"/> まちづくり |
| <input type="checkbox"/> 学術・文化・芸術・スポーツ | <input type="checkbox"/> 環境の保全 | <input type="checkbox"/> 災害救援 |
| <input type="checkbox"/> 地域安全 | <input checked="" type="checkbox"/> 人権・平和 | <input type="checkbox"/> 国際協力 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 男女共同参画社会 | <input type="checkbox"/> 子どもの健全育成 | <input type="checkbox"/> 情報化社会 |
| <input type="checkbox"/> 科学技術の振興 | <input type="checkbox"/> 経済活動の活性化 | <input type="checkbox"/> 職業能力・雇用機会 |
| <input type="checkbox"/> 消費者の保護 | <input type="checkbox"/> 連絡・助言・援助 | |

■事業活動の概要 (400字以内)

公開用電話番号

■ファックス

■ホームページ

■メールアドレス

■常勤職員数

■認定 (認定NPO法人の場合は、チェックを入れて、以下の項目も入力)
 認定年月日 認定満了日

- 相対値基準 絶対値基準 条例指定 仮認定

■閲覧書類の添付 定款

	事業報告書	財産目録	貸借対照表	活動計算書/収支計算書
平成22年度	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

※閲覧書類がインターネットで公開されている団体につきましては、当該ウェブページのURLをご記入ください。

2. 財務情報

■ 事業年度(直近の決算)

平成22年度(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

■ 活動計算書/収支計算書

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益計	2833216	0	2833216
1. 受取会費	228000		228000
2. 受取寄附金	750500		750500
3. 受取民間助成金	487100		487100
4. 受取公的補助金	500000		500000
5. 自主事業収益 (うち介護事業収益)	611152		611152 0
6. 受託事業収益 (うち公益受託収益)	250000		250000 0
7. その他収益	6464		6464
II 経常費用計	3175503	0	3175503
1. 事業費 (うち人件費)	2194538		2194538 0
2. 管理費 (うち人件費)	980965		980965 0
III 当期経常増減額	-342287		-342287
IV 経常外収益計			0
V 経常外費用計			0
VI 経理区分振替額			0
VII 当期正味財産増減額	-342287		-342287
VIII 前期繰越正味財産額	1896730		1896730
IX 次期繰越正味財産額	1554443		1554443

■ 貸借対照表

平成23年3月31日現在

I 資産の部	
1. 流動資産	1554443
2. 固定資産	262080
資産合計	1816523

II 負債の部	
1. 流動負債	0
2. 固定負債	0
負債合計	0
III 正味財産の部	
正味財産合計	1816523
負債及び正味財産合計	次期繰越正味財産額とあっています

■ 準拠している会計基準

NPO法人会計基準

その他

(その会計基準名) → NPO法によるフォーマット

■ 監査の実施

監事監査

特定非営利活動法人ハートスペースM定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ハートスペースM通称（NPOハートスペースM）という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮崎県宮崎市[REDACTED]に置く。

(目的)

第3条 この法人は、ドメスティックバイオレンス（以下DV）という社会病理に対して、DV被害者が安全な環境において、精神的・身体的に健康で、何ものにも妨げられることなく本来の自分の人生を生きていくために、DV被害者の心身の安全保護および自立のための多面的なサポートを行い、同時に加害者のフォローを調査研究案件とし、もってDVはもとより、差別や虐待のない社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の増進を図る活動
- (2) 人権の擁護または平和の推進を図る活動
- (3) 保健、医療または福祉の増進を図る活動
- (4) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動

(特定非営利活動に係る事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) DVの理解と、根絶の必要性が社会に浸透するための啓発事業
- (2) DV被害者の安全保護および自立支援に関する事業
- (3) 会員ならびに関係者相互の情報交換および研鑽に関する事業
- (4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労があった者

(入会)

第7条

- 1 正会員になろうとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。
- 2 理事会は、正当な理由がない限り、そのものの入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員は、退会しようとするときは、退会届を理事長に提出して、任意に退会できる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

- (1) この法人の定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にその旨をあらかじめ通知

するとともに、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(提出金品の不返還)

第12条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費及びその他の提出金品は、返還しない。

第3章 役員及び顧問

(種類及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、業務を処理するとともに、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長が理事会の議決を経て定めた順序により、その職務を行う。
- 3 理事は、理事会を構成し、定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若し

くは理事会の招集を請求すること。

(任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員により選任された役員の任期は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の規定により解任しようとするときは、その役員にその旨をあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事長が総会の議決を経て別に定める。

(顧問)

第20条 この法人に顧問若干名を置く。

- 2 顧問は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。
- 4 前2項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

第4章 総会

(種別及び構成)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度終了の日から3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第16条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するには、正会員に対し、総会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面をもって、開会の日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の過半数以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第27条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

2 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員は、当該事項の議決に加わる事ができない。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の代理人は、表決しようとするときは、あらかじめ代理権を証する書面を総会ごとに議長に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により表決権を行使した正会員は、第26条及び前条第1項の規定に適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員の数(書面表決者又は表決委任者がある場合には、その数を付記すること。)
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録については、議長のほか出席した正会員のうちからその総会において選任された2名以上の議事録署名人が署名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
- (4) 事務局の組織および運営に関する事項
- (5) 事業計画および予算執行に関する重要な事項
- (6) その他、運営に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の

請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から起算して14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し、理事会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面をもって、開催の日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長もしくは理事長が指名したものがこれに当たる。

(定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第36条 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席理事の2分の1以上の同意があった場合は、この限りでない。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該事項の議決に加わることができない。

(書面表決等)

第37条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

2 前項の規定により表決権を行使した理事は、第35条及び前条第1項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数（書面表決者がある場合には、その数を付記すること。）
- (4) 審議事項

- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか出席した理事のうちからその理事会において選任された2名以上の議事録署名人が署名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行なわなければならない。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、その事業年度開始前に理事会の議決を得て、総会の議決を得なければならない。なお、期初から総会の議決を得るまでの間は、理事会の決定範囲にて暫定的に事業および予算を執行するものとする。

2 事業計画及び予算の軽微な変更は、理事会の議決を経て行うことができる。この場合において、理事長は、変更した内容について、当該事業年度内に開催される総会に報告しなければならない。

(事業報告及び決算等)

第44条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する

書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を経て、総会の議決を得なければならない。

2 前項の議決を経た事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書は、前事業年度の役員の名簿、役員のうち前年に報酬を受けたものの名簿、社員のうち10名以上の名簿を添えて、当該事業年度終了後3ヶ月以内に本会の所轄庁に提出しなければならない。

(剰余金の処分)

第45条 この法人の決算において、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

2 前項の規定に関わらず、法第25条第3項に規定する軽微な事項に係る定款の変更を行った場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の3分の2以上の議決を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第49条 この法人が解散したとき（合併又は破産による解散を除く。）は、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散したとき（合併又は破産による解散を除く。）に存する残余財産

は、総会において正会員の過半数の議決を経て、特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第8章 事務局

(事務局)

第53条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免し、常任理事会で議決する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項については、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

第9章 雑則

(委任)

第54条 この定款の施行についての必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成16年度通常総会終了の日までとする。
- 3 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から平成16年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び予算は、第43条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定に関わらず、次に掲げる額とする。
年会費 正会員3,000円 賛助会員5,000円

平成22年度ハートスペースM事業・活動報告

DVへのさらなる理解を深めて頂くため、啓発事業に積極的に取り組んだ。特に平成22年度においては子どもにも目を向け、DVが子ども達にどのような影響を与えているか、児童虐待の背景にはDVが潜んでいることが多いことを理解し、子ども達のケアを進めるにはどうしたらいいのかなどについて考えていただくため、県内3カ所の会場で講演会を開催した。

なお、この講演会の開催に当っては、会場となった地域の会員の皆様の大きなご協力のもと、多くの参加者を得ることができた。今後のハートスペースMの活動において、新しい連携の形が実現し、大きな前進となった。同時に、宮崎市のみに偏りがちな啓発活動を、県内全域へ広げて行くことがこれからの課題である。

一方、DV等暴力の防止には、子供の頃からの教育が重要であるが、宮崎市（教育委員会）の委託事業として、市立中学校全校への、主に中学校2年生を対象として、デートDV防止プログラムを実施できたことは、暴力防止への大きな一歩となった。中学生からは「講座を受講して良かった」「自分たちに本当に身近な問題であることが分かった」「コミュニケーションの取り方に注意したい」等多くの感想が寄せられており、今後も引き続き、このプログラムが実施出来るよう関係機関等へ働きかけていきたい。

1. 電話相談事業

- ・えむコール 毎週 日・月曜日 10:00～17:00
〔相談件数 245件〕
- ・事例検討会：随時

2. DV被害者自立支援事業

- ・緊急一時保護（民間シェルター リ・ボーン運営）
- ・面接相談 同行サポート（警察・福祉窓口・病院・弁護士事務所・裁判所など）
〔面談件数 延167件 同行サポート件数 延112件〕

3. 啓発事業

①啓発講演会

「DVと児童虐待」～DVに巻き込まれた子ども達の実態～

講師 石本 宗子氏（久留米市男女平等推進センター 相談コーディネーター）

第1回目 22年9月4日（土）みやざき市民プラザ大会議室

参加者 70名

第2回目 23年1月29日（土）都城地域コミュニティセンター大ホール

参加者 75名

第3回目 23年2月26日（土）日向市文化交流センター会議室

参加者 85名

②講師派遣

- ・DVに関する講演等

22年 7月8日 宮崎大学 JICA

DVの実態・支援について

11月16日 犯罪被害者センター

11月16日 日南市職員研修

23年 1月14日 宮崎法務局日南支局人権擁護員研修

1月19日 国富町人権擁護委員研修

2月17日 木城町人権擁護委員

・デートDVに関する講演等

- 22年6月11日 県立本庄高等学校
- 22日 県立高鍋農業高等学校
- 7月2日 県立都城西高等学校（教職員）
- 5日 県立小林高等学校
- 7日 鵬翔高等学校
- 12日 県立延岡商業高等学校
- 13日 県立福島高等学校
- 27日 宮崎西中学校
- 10月12日 県立都城西高等学校
- 10月20日 県立宮崎工業高等学校
- 12月17日 県立宮崎東高等学校
- 23年1月31日 県立佐土原高等学校
- 23年2月28日 県立高千穂高等学校

・デートDV防止プログラム（宮崎市委託事業）

23年1月14日～3月23日の間 宮崎市立中学校全校（25校）

・人権に関する講演会、その他

- 22年11月12日 都城市人権教育職員研修
- 12月9日 宮崎県職員人権研修「女性の人権」
- 23年1月31日 宮崎県相談員研修（男女共同参画センター主催）

③・会報発行

- 22年9月 「リ・ボーン」15号発行
- 23年2月 「リ・ボーン」16号発行

4. その他

- 22年4月24日 理事会
- 4月27日 平成21年度事業監査
- 5月29日 平成22年度定期総会
- 7月14日 児童虐待研修（以降、月2回程度 全13回参加）
- 8月24日 理事会
- 8月26日 宮崎市長との意見交換会
- 11月13日 内閣府アドバイザー派遣による内部研修
- 11月20日 全国シェルターネットシンポジウム参加（久留米市）
～21日
- 12月2日 宮崎県電話相談員研修会
- 23年1月13日 県への提言要望（保健福祉部、教育委員会）連合宮崎
- 23年3月11日 県DV被害者支援ネットワーク会議出席
- 3月12日 地域と市民活動の博覧会 パネル展示

・宮崎市高齢者虐待防止ネットワーク会議出席

- ・スタッフ会議 月2回
- ・デートDV内部研修（講師養成）
- ・光を注ぐ交付金関連事業要望（宮崎市・宮崎県）
- ・赤い羽根共同募金活動

特定非営利活動法人 ハートスペースM 財産目録
(平成23年3月31日)

科 目 ・ 摘 要	金 額		
I. 資産の部			
1 流動資産			
現金・預金			
現金 現金手元許有高	158,901		
普通預金 宮崎銀行	1,395,542		
前払費用(設立費用)	0		
未収入会費			
流動資産合計		1,554,443	
2 固定資産			
固定資産物品 パソコン他	262,080		
その他の固定資産	0		
固定資産合計		262,080	
資産合計			1,816,523
II. 負債の部			
1 流動負債	0		
流動負債合計		0	
2 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			0
差引正味財産			1,816,523

特定非営利活動法人 ハートスペースM 貸借対照表

(平成23年3月31日)

科 目 ・ 摘 要	金 額		
I. 資産の部			
1 流動資産			
現金・預金	1,554,443		
流動資産合計		1,554,443	
2 固定資産			
固定資産物品 パソコン他 権利	262,080		
その他の固定資産	0		
固定資産合計		262,080	
資産合計			1,816,523
II. 負債の部			
1 流動負債	0		
流動負債合計		0	
2 固定負債	0		
固定負債合計		0	
負債合計			0
III. 正味財産の部			
1 繰越金残高		1,554,443	
2 その他の正味財産		262,080	
正味財産合計			1,816,523
負債・正味財産合計			1,816,523

平成22年度収支決算書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

特定非営利活動法人ハートスペースM

	今年度予算額	収入・支出済額	増減	備考
I.収入の部				
1.会費収入	300,000	228,000	△ 72,000	個人・団体・賛助
2.事業収入				
講演会収入等	400,000	476,652	76,652	講師派遣、パープルリボン
シェルター事業	100,000	134,500	34,500	利用料
3.補助金等収入				
補助金収入	500,000	500,000	0	宮崎市子ども課
助成金収入	450,000	487,100	37,100	宮崎県共同募金会他
受託金収入	0	250,000	250,000	宮崎市（デートDV講座）
4.寄付金収入	300,000	750,500	450,500	日本生命労働組合、宮崎オー シャンライオンズ、ドネー ション企画、個人（26名）、 ブックレットカンパ
5.雑収入	5,000	6,464	1,464	
当期収入合計（A）	2,055,000	2,833,216	778,216	
前期繰越収支差額	1,896,730	1,896,730	0	
収入合計（B）	3,951,730	4,729,946	778,216	
II.支出の部				
1.相談事業	500,000	468,550	△ 31,450	電話相談
2.啓発事業	1,000,000	1,015,318	15,318	講師派遣、講演会等
3.シェルター事業				
家賃	360,000	360,000	0	
水道・光熱費	80,000	89,071	9,071	
食品・日用品	40,000	8,045	△ 31,955	
備品費	0	17,339	17,339	
通信費	80,000	86,375	6,375	
活動費	100,000	126,000	26,000	
雑費	20,000	23,840	3,840	
4.管理費				
賃借料	264,000	264,000	0	
通信費	40,000	26,620	△ 13,380	
電話料	150,000	125,989	△ 24,011	
光熱費	50,000	66,427	16,427	
消耗備品費				
消耗品費	50,000	72,559	22,559	
印刷費	5,000	620	△ 4,380	
研修費	200,000	188,380	△ 11,620	
事務局活動費	200,000	209,600	9,600	
諸会費	7,000	6,000	△ 1,000	
雑費	30,000	20,770	△ 9,230	
5.予備費	775,730		△ 775,730	
当期支出合計（C）	3,951,730	3,175,503	△ 776,227	
当期収支差額（A）－（C）	△ 1,896,730	△ 342,287		
次期繰越収支差額（B）－（C）	0	1,554,443		